

# 平成27年度「国保税」のお知らせ

平成27年度の「国保税」(国民健康保険税)の税率などをお知らせします。  
 今年度は、中間所得層の国保税負担軽減のため課税限度額を見直し、低所得者層の負担軽減のため軽減措置を拡充しました。  
 加入者の皆さんが安心して医療サービスを受けていただくために、国保税の納付にご理解とご協力をお願いします。

## 国保税の税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額(税率)	8.6%	2.9%	2.0%
均等割額(1人当たり)	21,200円	7,000円	9,400円
平等割額(1世帯当たり)	17,900円	6,400円	—
課税限度額(上限額)	52万円	17万円	16万円

※太字は昨年度から変更になったところ(昨年度は医療給付費分：51万円、後期高齢者支援金等分：16万円、介護納付金分：14万円)

## ◆国保税の計算方法

国保税= ①医療給付費分+②後期高齢者支援金等分+③介護納付金分(40歳~64歳の加入者のみ対象)

	所得割額 (世帯の加入者の所得に応じて計算)	均等割額 (世帯の加入者数に応じて計算)	平等割額 (1世帯当たりの額)
①医療給付費分	= 【課税標準所得×8.6%】	+ 【加入者数×21,200円】	+ 【17,900円】
②後期高齢者支援金等分	= 【課税標準所得×2.9%】	+ 【加入者数×7,000円】	+ 【6,400円】
③介護納付金分	= 【課税標準所得×2.0%】	+ 【加入者数×9,400円】	

※課税標準所得…国保加入者の前年の所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額の合算額です。所得とは、事業収入は必要経費を、給与収入は給与所得控除を、公的年金等は公的年金等控除額をそれぞれ差し引いた額です。

## 国保税の軽減

世帯主やその世帯の国保加入者の合計所得額が次の軽減判定基準に該当する場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。また、国保加入者であった人が後期高齢者医療制度へ移行した場合は、その人も含めて軽減判定を行います。

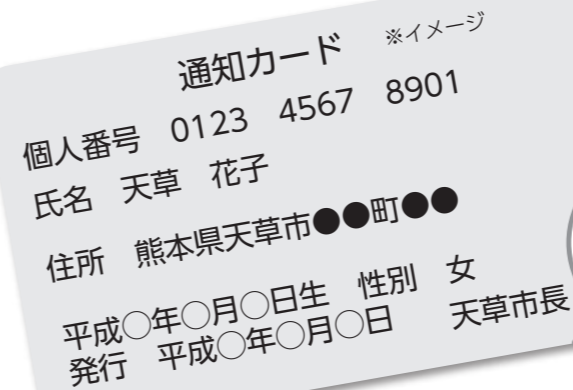
### ◆国保税の均等割額・平等割額の軽減判定基準

世帯の国保加入者(旧国保加入者も含む)の合計所得額が

- ①33万円以下……………7割軽減
- ②33万円+(26万円×世帯主を含む加入者数と旧国保加入者数の合計)以下……………5割軽減
- ③33万円+(47万円×世帯主を含む加入者数と旧国保加入者数の合計)以下……………2割軽減

※旧国保加入者…国保から後期高齢者医療制度へ移行した人のこと。※世帯構成の変更などにより、軽減判定をやり直す場合があります。※太字は昨年度から変更になったところ(昨年度は②：24.5万円、③：45万円)

※国保税について詳しいことは、本庁・国保年金課へ、国保税の支払いについては納税課  
 いずれも☎⑩1111へお尋ねください。



10月にあなたのマイナンバーを通知します

10月に、住民票がある住所あてにマイナンバーを記載した“通知カード”を市から送付します。なくさないようにきちんと保管するようにしましょう。

## マイナンバーのメリット

### 利便性の向上

年金や福祉などの申請で書類の添付が減ります

### 行政の効率化

行政手続きが正確で早くなります

### 公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現し、年金などの社会保障を確実に給付します

マイナンバーとは、住民登録をしているすべての人に12けたの番号を指定するといふものです。指定したマイナンバーは、生涯変わりません。国や地方公共団体などの行政機関が、社会保障や税、災害対策の分野で管理している個人情報やマイナンバーとあわせて管理することで、行政機関どうしの個人情報に関する情報連携がマイナンバーで行えるようになり、利便性の向上や行政の効率化が図られます。

なお、マイナンバーを含む個人情報の不正使用や情報漏えいを防ぐため、さまざまな措置が講じられます。

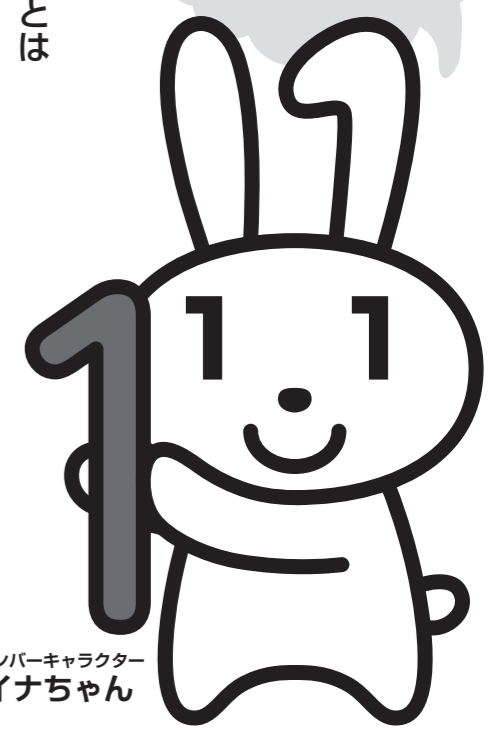
また、同月以降、身分証明書などに利用できる「個人番号カード」の交付が始まります。マイナンバーに関する情報は、今後も「市政だより天草」でお知らせします。

※中長期在留者や特別永住者などの外国人も含まれます。

平成28年1月から  
 利用を開始

マイナンバーは、国や地方公共団体などで平成28年1月から利用を開始します。この時期から、社会保障や税等の手続きなどにはマイナンバーの記載が必要になります。

# マイナンバー制度が (社会保障・税番号) 始まります



マイナンバーキャラクター  
 マイナちゃん

【問い合わせ先】本庁・市民生活課☎⑩1111